

石川県LPガス料金負担軽減支援事業 取扱要領

令和5年7月10日

一般社団法人石川県エルピーガス協会

目 次

1	はじめに	1
2	本事業の概要	
(1)	目的	2
(2)	概要	2
(3)	値引きの対象者	2
(4)	値引き額	3
(5)	値引き額の明示	3
(6)	コミュニティーガス利用者への周知	3
(7)	LPガス販売事業の要件	3
(8)	LPガス販売事業者への支給額	3
3	手続きの概要	
(1)	手続きの流れ	4
(2)	販売事業者手続きの共通事項	4
(3)	助成金交付申請	5
(4)	概算払い（必要な事業者のみ）	5
(5)	変更承認申請書	6
(6)	実績報告	6
(7)	抽出検査	6
(8)	精算払請求	7
4	お問い合わせ先	7

1 はじめに

「石川県LPガス料金負担軽減支援事業」（以下「本事業」という。）は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象とならない石川県内のLPガス一般消費者等に対して、LPガス販売事業者（以下「事業者」という。）を通じた利用料金の値引きにより負担軽減を図るものです。

利用料金の値引きは、県から本事業の補助金交付を受けた一般社団法人石川県エルピーガス協会（以下「協会」という。）及び協会から事務の委託を受けた業者（以下「事務センター」という。）が、本事業に参加する事業者に対して、値引きを行うために必要な費用（以下「事業費」という。）を支給することにより行います。

本事業の実施にあたり、国及び県から適正な実施が求められており、本事業に参加する事業者は、本要領（以下「要領」という。）を熟読するとともに、以下の点について認識の上、本事業に係る手続きの適正な実施をお願いします。

- (1) 本事業は、LPガス一般消費者等の利用料金の負担軽減を図るためのものです。本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- (2) 本事業に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (3) 県、協会又は事務センターから資料の提出や修正の指示があった場合、速やかに対応してください。適切な対応がない場合、事業費を支給することができない場合があります。
- (4) 本事業に参加するためには、指定した書面（以下「事業者登録書」という。）を提出する必要があります。提出せずに値引きを実施した場合、これに要した事業費を支給することができませんので、必ず「事業者登録書」を交付申請書に添付して提出してください。また、本事業に交付申請書を提出している場合であっても、定められた期日までに必要な書類が提出されない場合などは、事業費を支給することができません。
- (5) 本事業の財源は国費であることから、関係書類は事業終了後5年間（令和10年度末まで）保管しなければなりません。また、県、協会又は事務センターからの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければなりません。
- (6) 偽りその他の不正な手段により、事業費を不正に受給した疑いがある場合、受給者に対し必要に応じて調査等を実施します。また、調査の結果、不正行為が認められたときは、事業費の支給を行わないとともに、受領済みの事業費のうち取り消し対象となった額を事務センターが指定する期日までに返還しなければなりません。
- (7) 要領に記載のない細部については、県、協会又は事務センターからの指示に従うものとします。

2 本事業の概要

(1) 目的

L P ガス料金の高騰の影響を受けた一般消費者（工業用ガスの利用を含めない）に対し、事業者の協力を得て料金値引きによる支援を行う。

(2) 概要

石川県内でL P ガスを使用する一般消費者等を対象に、石川県が指定する値引き額により、当該対象の1契約（1メータ）当たりのL P ガス料金（基本料金と従量料金の合計）より値引きを行った事業者に対し、値引きの原資及び事業参加支援金を事業費として支給します。

(3) 値引きの対象者

石川県内でL P ガスの供給を受ける一般消費者等

※1 コミュニティガス（旧簡易ガス）を使用する者を含む。

※2 次の場合は対象とならない。

- ・工場などの生産現場における高圧ガス保安法上の工業用L P ガスを使用する者
- ・質量販売により供給を受ける者
- ・国又は地方公共団体の事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）

なお、地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設（学校、公民館、運動施設、文化施設など）は対象となる。

(4) 値引き額

支援対象者1契約（1メーター）につき、2,300円（税抜き）

9月・10月（8月・9月使用分）の請求額から各1,150円（税抜き）を減額

※1 請求金額が1,150円を下回っている場合は、請求金額と同額が値引き額となります。

なお、値引き額を翌月以降に繰り越すことはできません。

(例) 請求金額が1,150円を下回っている場合の値引き額

	9月分	10月分	11月分
L P ガス使用料金	1,000円	1,300円	1,200円
県支援額	※1,000円	1,150円	—
請求額	0円	150円	1,200円

※県支援額は、請求額が0円となる1,000円。

9月分の残額150円（1,150円－1,000円）を10月分の値引き額に繰り越すことができない。

※2 値引きは消費税率の乗ずる前の元値（本体価格）から行ってください。また、請求書や検針票に必ず石川県の助成金で値引きした事実を記載して消費者に値引きを周知してください。

請求書による値引き金額の表示例

ガス基本料金	1,600円
ガス従量料金	6,630円
県支援額	-1,150円
(小計)	7,080円
消費税	708円
請求額	7,788円

※請求書の備考欄等への記載例

今回検針分のL P ガス料金については、石川県L P ガス料金負担軽減支援事業により、1,150円が値引きされております。

(5) 値引き額の明示

事業者が本事業により値引きを実施する場合は、「石川県L Pガス料金負担軽減支援事業により値引きが行われていること」を支援対象者に対して周知する必要があります。

周知方法については、検針票、請求書、領収書、WEB明細書等に印字など、事業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、事業者のホームページ上に掲載する場合でも、支援対象者に対して個別に周知をお願いします。

(例) 請求金額が1,150円を下回っている場合(例/請求額が950円の場合)

今回検針分のL Pガス料金については、石川県L Pガス料金負担軽減支援事業により950円が値引きされており、請求額は0円です。

(6) コミュニティガス利用者への周知

登録ガス小売り事業者(ガス事業法第3条の登録を受けた者)が値引きを実施する場合、行政機関への手続きは必要ありませんが、ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付する義務は発生いたします。

詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室(052-951-2820)又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課(076-432-5589)まで、お問い合わせください。

(7) L Pガス販売事業者の要件

本事業に参加する事業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項等に同意する必要があります。

- ①石川県内の一般消費者等にL Pガスを販売する者(事業所の所在地は問わない)^{※1}
- ②支援対象者に対して値引きの周知を行い、値引きの事実を明示できる者^{※2}
- ③令和5年8月・9月使用分(9月・10月請求分)からの値引きが実施できる者
- ④県又は事務センターからの情報開示等への協力ができる者
- ⑤日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができる者
- ⑥法人等(個人又は法人をいう)代表者やその他の構成員が各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

※1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法第3条の登録を受けた者であって、家庭・業務用のL Pガスを販売する者

※2 上記(5)にて説明した事項

(8) L Pガス販売事業者への支給額

支援対象者への値引きを実施した事業者に対して、以下の費用を事業費として支給します。費用の支給は原則、最終の値引き完了後に行う検査において適正な値引きの実施を確認後、一括して支給(精算払い)します。ただし、精算払いでは本事業の遂行が著しく困難である場合に限り、値引きの原資となる一部費用を前もって支給(概算払い)することができます。

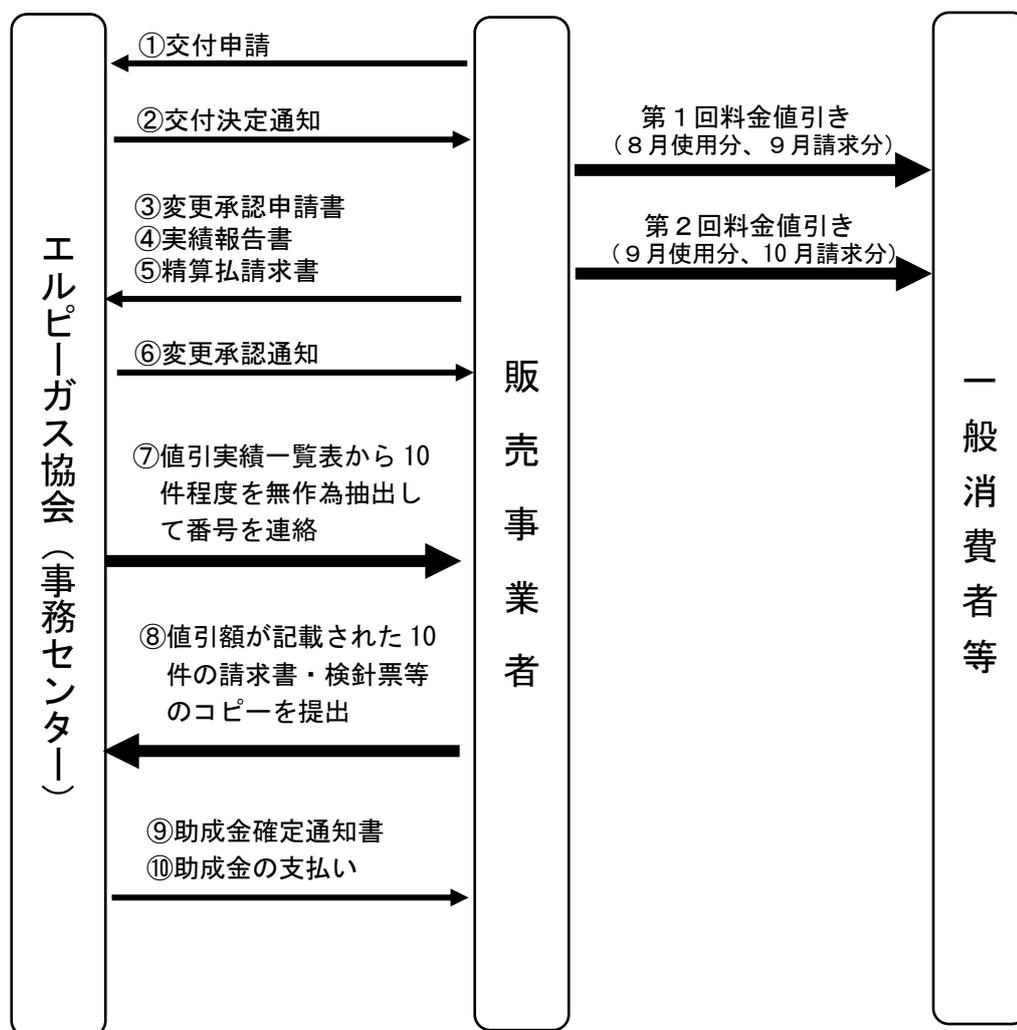
値引き原資：1契約につき2,300円(税抜)

事業参加支援金：1契約につき50円(税抜)

3 手続きの概要

(1) 手続きの流れ

LPガス料金の高騰の影響を受けた一般消費者（工業用LPガスを含めない）に対し、事業者を通して料金値引きによる支援を行う。



※⑦提出件数は事務センターから連絡があります。

(2) 販売事業者手続きの共通事項

①各種申請書類の様式は、問合せ先（7頁）のWEBサイトからダウンロードできます。原則メールで事務センターに提出してください。やむを得ない場合は郵送による提出も認めますが、書類の紛失などを防ぐために、配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）によることとします。

※ すべての手続書類について印鑑は不要です。

WEBサイトから入手できない方は事務センターより郵送しますので、ご連絡ください。

②申請や報告は、原則として請求書を発行する事業所とします。（本社一括の場合は、請求書発行業務を行っていることが必要です。）

(3) 助成金交付申請

①概要

販売事業者が本事業による値引きを実施するには、助成金交付申請を行う必要があります。事務センターでは申請書の提出後、本事業への参加要件を満たすことを審査した後、「交付決定通知書」を申請者に送付します。

なお、受付期間内での交付申請が困難な事業者は、事前に事務センターまでご連絡ください。

②提出期間

受付期間：令和5年8月1日（火）～令和5年8月31日（木）17時必着（期限厳守）

③提出書類

- ・石川県L P ガス料金負担軽減支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ・石川県L P ガス料金負担軽減支援事業 事業者登録書（様式第1号 別紙1）
→「液化石油ガス販売事業者登録に関する通知文書の写し」又は「標識」の写真（事業者の登録番号が確認できること）
- ・石川県L P ガス料金負担軽減支援事業助成金 振込先確認書（様式第1号 別紙2）
→振込先通帳の表紙及び表紙をめくった見開きのページの写し（ネット銀行の場合は口座情報照会画面などの写し）
- ・石川県L P ガス料金負担軽減支援事業 誓約事項等同意書（様式第1号 別紙3）

(4) 概算払い（必要な事業者のみ）

①概要

値引きの原資等の助成金は、原則、最終の値引き完了後の精算払いによる支給とします。ただし、精算払いでは、事業者において本事業の遂行が著しく困難である場合、8月使用分（9月請求分）の値引きの原資について「概算払請求書」により概算払い（前払い）を請求することができます。（9月使用分（10月請求分）の値引きの原資については概算払いを請求することができません。）

概算払請求書には、請求額の根拠として、値引き対象となる契約件数の内訳を確認することができる「値引実績一覧表」を添付してください。概算払請求書と値引実績一覧表の提出後、事務センターによる審査を経て概算払いを決定し、所要額を支給します。

なお、すべての値引きが完了し、支給すべき事業費の総額が確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていた場合は、その差額を県協会に返還していただきます。

②提出期間

受付期間：事業者と調整した期日

③提出書類

- ・石川県L P ガス料金負担軽減支援事業助成金概算払請求書（様式第5号の2）
- ・値引実績一覧表

(5) 変更承認申請（必要な事業者のみ）

①概要

販売事業者が（3）で申請した助成金交付申請の申請額に対し、30パーセントを超える変更が生じた場合には、「変更承認申請」により、変更した内容について協会から承認を受けなければなりません。変更承認申請書には、変更した内容や理由を記載してください。

なお、30パーセント以内の変更では変更承認申請は不要です。

②提出期間

受付期間：変更が生じた日からなるべく早く提出してください。

③提出書類

- ・石川県LPガス料金負担軽減支援事業助成金変更承認申請（様式第2号）

(6) 実績報告

①概要

9月使用分（10月請求分）の値引きの実施後、速やかに値引きを実施した契約件数や値引額の合計額等を石川県LPガス料金負担軽減支援事業実績報告書より報告してください。（消費者の銀行口座の自動引き落としやクレジット契約の引落の確認は不要です。）

また、値引きを実施した全ての契約者について、個々の値引き状況を確認することができる「値引実績一覧表」を添付してください。値引きの原資等の事業費は、原則、最終の値引き完了後の精算払いによる支給とします。

②提出期間

受付期間：令和5年10月20日（金）まで

③提出書類

- ・石川県LPガス料金負担軽減支援事業助成金実績報告書（様式第4号）
- ・値引実績一覧表（様式第4号添付書類）

(7) 抽出検査

①概要

実績報告書と値引実績一覧表の提出後、一覧表をもとに、事務センターが無作為に選定した顧客管理番号を事務センターから事業者へ通知します。通知を受けた事業者は、値引きの事実が確認できる書類のコピー（値引額を明示した請求書、検針票、Web明細、クラウド上のもは当該顧客管理番号を表示された端末画面のスクリーンショットの画像等）を提出してください。

実績報告の内容について抽出検査や立入り検査により審査し、「助成金確定通知書」を交付し助成額の決定を行うとともに、適正に値引きが実施されていることを確認した後に、助成金支払いの銀行振込の手続きを行います。

②値引きした事実が確認できる書類等の提出件数及び提出期間

事務センターからの通知の際にご連絡いたします。

③提出書類

- ・事務センターから通知のあった顧客管理番号の値引きの事実を確認することができる検針票、請求書、領収書、WEB明細書等
- ※ 値引きを実施した全ての契約者について、値引実施一覧表（様式第4号添付書類）を作成し、原則、電子データにて提出してください。「値引き実績一覧表」に代えて、事業者が利用するシステムで一覧表の①～④の内容を全て備えている出力データの添付でも差し支えありません。
- ※ インターネットのクラウド上の検針票又は請求書については、事務センターでシステム画面を確認します。端末画面のプリントスクリーン（スクリーンショット）の画像データを電子メール又は紙にプリントして提出してください。なお、個人情報に該当する氏名・住所等は黒塗り等で消したものを提出してください。
- ・一般消費者等に値引きした旨を明示したことが確認できる書類
請求書の備考欄に記載されていれば、請求書の提出となります。

（8）精算払請求

①概要

抽出検査の終了後、本事業の適正な実施が認められた事業者に対して、所要額を支給します。

②提出期間

受付期間：実績報告書と一緒に提出してください。事務センターによる審査により、請求金額が変更となった場合は、事務センターの指示に従い再提出してください。

③提出書類

- ・石川県LPガス料金負担軽減支援事業助成金精算払請求書（様式第5号の1）

4 お問い合わせ先

石川県LPガス料金支援事務センター

電話番号：076-210-3055

E-mail：ishikawa-lpg@jeckc.com

WEBサイト：<https://ishikawa-lpg.jp/wp3/lp/center/>

郵送先：〒920-0027

石川県金沢市駅西新町3丁目8-7 NRTビル201

石川県LPガス料金支援事務センター